

自治研修所研修基本計画

沖縄県自治研修所

目 次

I	自治研修所研修基本計画策定の趣旨	1
II	自治研修所研修の基本的な考え方	1
1	研修目標	1
(1)	求められる人材の育成	1
(2)	必要な能力の開発	1
2	研修の基本方針	2
(1)	選択と集中による効果的な研修の実施	2
(2)	参加型・交流型研修の重視	2
(3)	人材育成に係る支援と人事管理との連携	2
III	自治研修所研修及び研修支援等の内容	3
1	体系	3
2	県職員研修	4
(1)	階層別研修	4
(2)	特別研修	5
3	市町村職員研修	5
(1)	一般研修	5
(2)	特別研修	6
4	研修支援等	6
(1)	県職員研修の支援等	6
(2)	市町村職員研修の支援	7
IV	自治研修所研修の推進方策等	7
1	自治研修所研修の推進体制	7
(1)	自治研修所運営協議会での協議及び 人材育成推進委員会の活用	7
(2)	沖縄県市町村職員研修協議会での協議及び 沖縄県市長会・沖縄県町村会との連携	7
(3)	科目に応じた講師の活用	8
2	研修環境の整備	8
(1)	研修情報の提供	8
(2)	研修に関する調査研究の推進	8
(3)	研修設備の充実	8
3	研修効果の評価と研修成果の活用	8

V	参考資料	9
1	沖縄県職員人材育成基本方針	11
2	沖縄県職員研修基本方針	27
3	沖縄県職員研修規程	29
4	研修に関する基本協定書	35
5	市町村職員研修に関する協定書	36
6	沖縄県市町村職員研修実施要綱	37

I 自治研修所研修基本計画策定の趣旨

新たな地方自治・住民自治の時代において、地域特性を活かした政策を推進し、一層多様化・高度化した県民ニーズに迅速・的確に対応するためには、自治体の職員一人ひとりの持つ能力の最大発揮と、それによる組織パフォーマンスの向上が求められている。

沖縄県自治研修所は、このような状況を踏まえ、県職員研修にあつては、平成20年1月に策定された「沖縄県職員人材育成基本方針」及び「沖縄県職員研修基本方針」に基づき、また、市町村職員研修にあつては、「市町村職員研修に関する協定書（平成8年4月1日締結）」及び「沖縄県市町村職員研修実施要綱（昭和57年3月31日制定）」に沿って、自治研修所研修及び研修への支援等が、計画的かつ効果的に行われるよう自治研修所研修基本計画を策定する。

なお、本計画の期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

II 自治研修所研修の基本的な考え方

自治研修所研修及び研修への支援等を具体化するに当たっては、本計画の趣旨に沿って実施するものとする。

また、沖縄県市長会及び沖縄県町村会は、本計画の趣旨に沿った取組に努めるものとし、各市町村が自治研修所研修を積極的に活用するよう尽力するものとする。

1 研修目標

(1) 求められる人材の育成

自治研修所研修では、「沖縄県職員人材育成基本方針」や各市町村の人材育成に関する目標を踏まえ、地域全体の奉仕者として高い倫理観を持ち、常に住民視点で考え実行する意欲と情熱に溢れ、広い視野で組織内外と協力・協働する姿勢と、効率的な行政運営を行うための経営感覚を持った職員を育成する。

また、地方分権一括法の施行以来、国、県、市町村は対等・協力の関係となっていることから、時代の変化に適応できる柔軟な意識を持ち、自ら政策を立案・決定・遂行する自主性・自律性のある職員を育成する。

(2) 必要な能力の開発

これからの自治体職員には、地域独自の創造的な施策づくりを進め、かつ、これまで以上に簡素で効率的な行政運営のための能力が求められることから、政策形成能力、行政管理能力、基礎的業務遂行能力を重点的に開発する。

2 研修の基本方針

(1) 選択と集中による効果的な研修の実施

自治体職員が共通して必要とされる基礎的な知識や技能のほか、高度で専門的なテーマについて、優先度を考慮し、選択と集中による効果的な研修を実施する。

(2) 参加型・交流型研修の重視

主体性を育み、より実践的な能力の開発を図るために、グループ討議や演習等の参加型の研修方法を積極的に取入れると同時に、物事を広い視野で大局的に理解し判断する能力の向上を図るために、組織・部署・階層・職種を超えた交流型の研修を実施する。

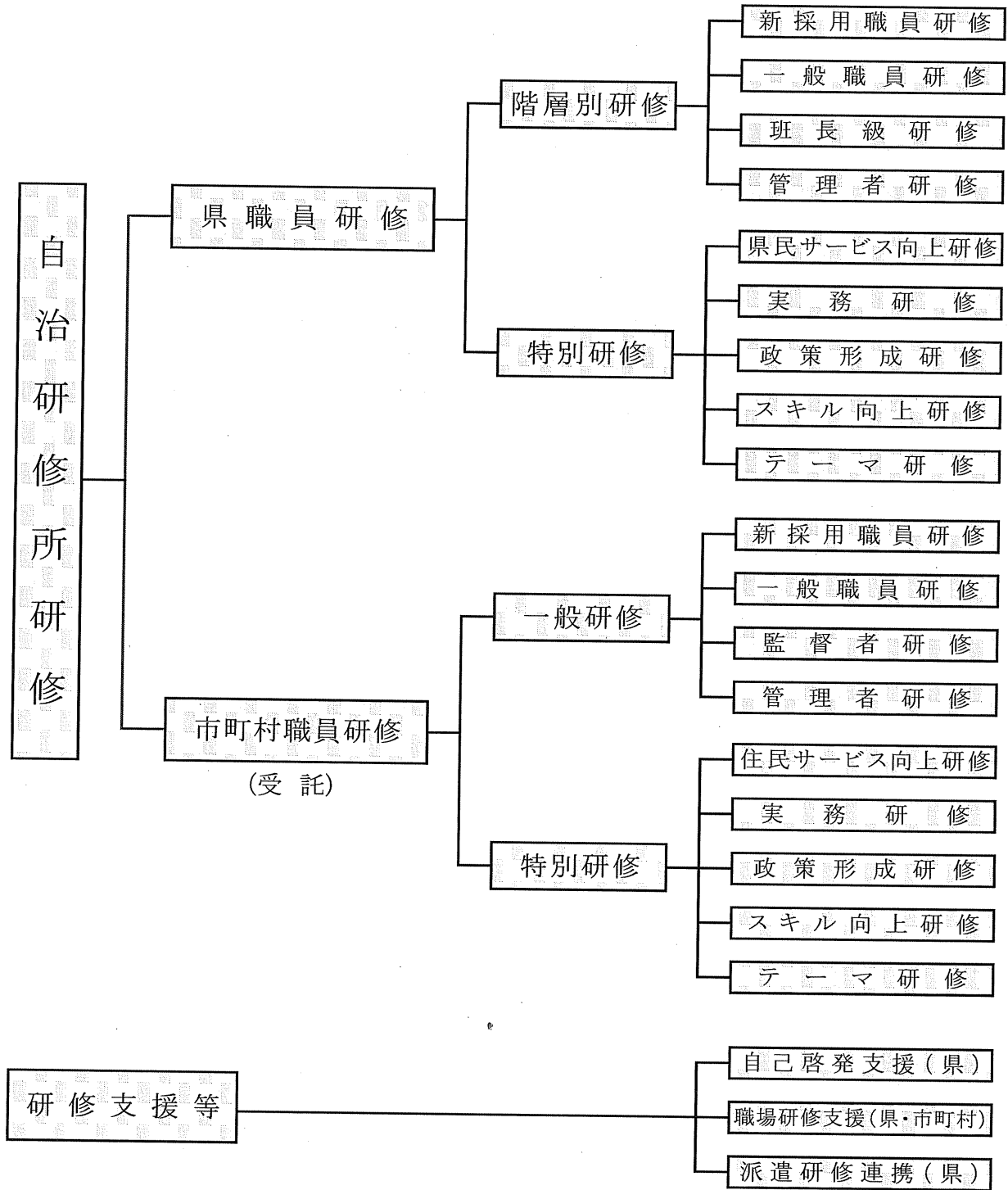
(3) 人材育成に係る支援と人事管理との連携

自己啓発及び職場研修が人材育成の中心的手法であることを踏まえ、通信教育等の紹介・斡旋など自己啓発への支援に加え、研修に関するノウハウ、情報、資材等の提供など、職場研修が効果的に実施されるための支援策を実施する。

また、人材育成を効果的に推進するためには、個々の職員の向上意欲を高め、研修実績を踏まえた人事管理が重要であることから、研修と人事管理との連携を図る。

Ⅲ 自治研修所研修及び研修支援等の内容

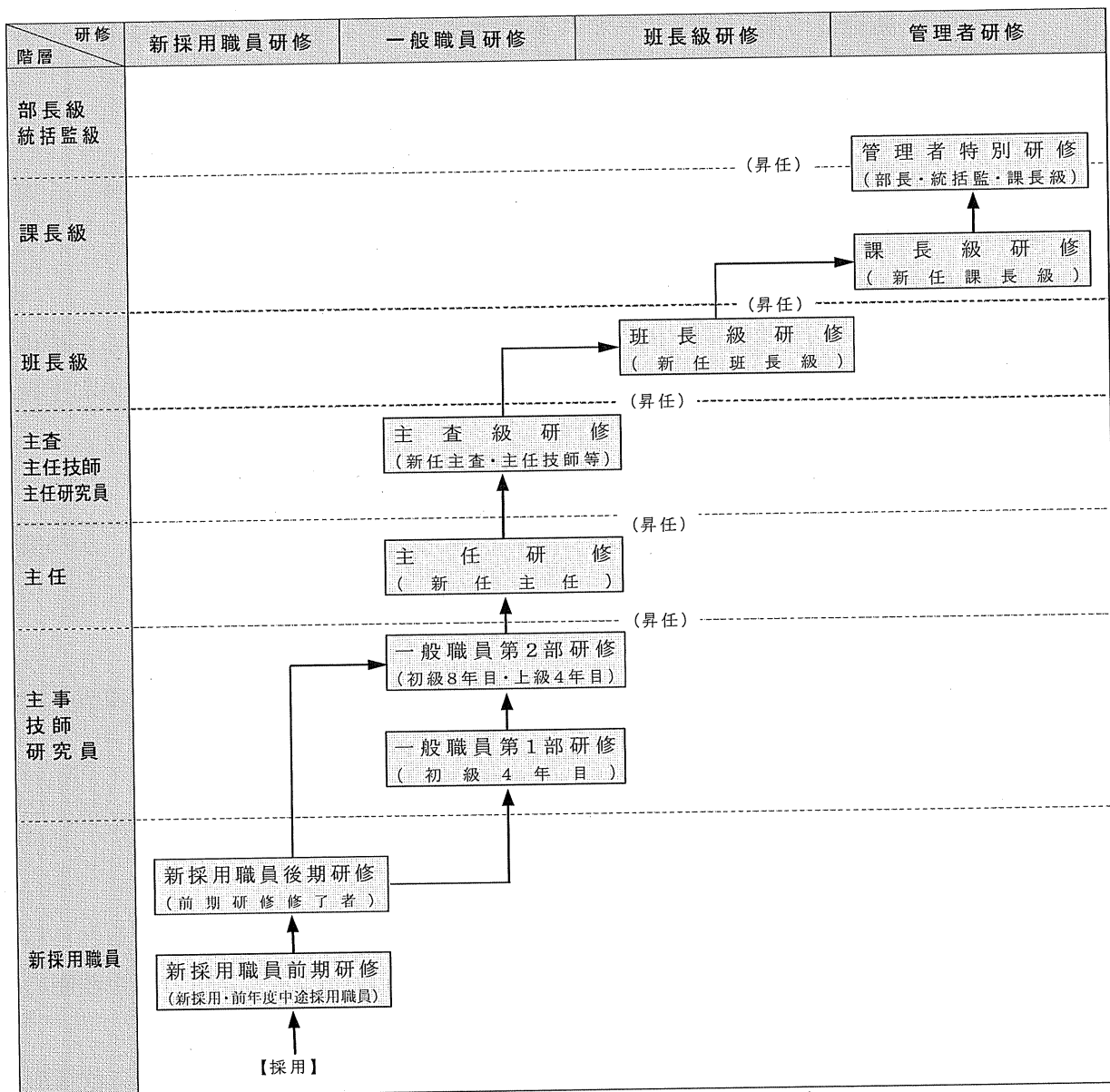
1 体系



2 県職員研修

(1) 階層別研修

各階層における昇任等の節目をとらえ、「沖縄県職員人材育成基本方針」における「職位毎の目標」で必要とされる能力を重点的に開発するため、研修科目を適宜設定する。



(2) 特別研修

多様な行政ニーズに対応する能力の向上を図るため、特定の分野について、職員及び職場のニーズを的確に汲み取り、集中して受講することで、より効果的となる研修を実施する。

ア 県民サービス向上研修

全体の奉仕者として常に県民の福祉向上を志向する意識を養い、県民視点に立った満足度の高い行政サービスを提供するために必要な知識・技能を習得させる。

イ 実務研修

日常業務を的確かつ円滑に遂行するうえで必要となる知識・技能を幅広く習得させ、実務力を高める。

ウ 政策形成研修

政策形成に必要な知識と手法を習得させるとともに、政策を実現するための法制度の理解と条例・規則の立案能力を養成することで、政策形成能力の向上を図る。

エ スキル向上研修

一層複雑化・高度化する行政ニーズへ対応するため、汎用性が高く、かつ実践的な能力を開発する。

オ テーマ研修

特定の課題やテーマに関する研修を実施し、職員の視野の拡大と意識改革を図る。

3 市町村職員研修

(1) 一般研修

職員の階層に応じ、職務遂行に必要な一般的な知識・技能を習得させるとともに、公務員としての基本的な心構え及び分権時代に対応した政策形成能力、管理能力等の向上を図る。

特に政策形成能力の育成については、一般職員から管理者まで重点的に政策形成に関する科目を設定する。また、管理能力の育成については、主として監督者（係長級職員）、管理者（課長級職員）に実施する。

(2) 特別研修

多様な行政ニーズに対応する能力の向上を図るため、特定の分野について、市町村の研修ニーズを的確に把握し、集中して受講することで、より効果的となる研修を実施する。

ア 住民サービス向上研修

全体の奉仕者として常に住民の福祉向上を志向する意識を養い、住民視点に立った満足度の高い行政サービスを提供するために必要な知識・技能を習得する。

イ 実務研修

日常業務を的確かつ円滑に遂行するうえで必要となる知識・技能を幅広く習得させ、実務力を高める。

ウ 政策形成研修

政策形成に必要な知識と手法を習得させるとともに、政策を実現するための法制度の理解と条例・規則の立案能力を養成することで、政策形成能力の向上を図る。

エ スキル向上研修

一層複雑化・高度化する行政ニーズへ対応するため、汎用性が高く、かつ実践的な能力を開発する。

オ テーマ研修

特定の課題やテーマに関する研修を実施し、職員の視野の拡大と意識改革を図る。

4 研修支援等

(1) 県職員研修の支援等

ア 自己啓発支援

自己啓発を支援するため、講演録や研修広報の提供、通信教育や放送大学等の受講奨励、さらに「自主研究グループ活動支援要綱」に基づくグループ結成の奨励、講師紹介、研究場所や研修教材等の提供又は貸出しなどを積極的に行う。

イ 職場研修の支援

職場研修が効果的に行われるよう、人事課との連携のもと、以下の支援を行う。

- (ア) 職場研修推進研修の実施
- (イ) フレッシュマントレーナー養成研修の実施
- (ウ) 各種研修資料の提供、講師紹介、研修教材や図書の貸出しなど
- (エ) 職場研修の組織的・計画的実施に関する助言及び調査
- (オ) 部局の業務遂行に必要な知識・技能・情報などを全庁的に修得・認識させるために行う研修の共同実施

ウ 派遣研修との連携

人事課との連携のもと、派遣研修の成果定着を促し、また、成果の全体共有を図るため、自治研修所研修の課程において派遣職員による成果発表の場を設けたり、派遣職員を関連する科目の講師とするなど、派遣後における育成と活用を図る。

(2) 市町村職員研修の支援

市町村が独自に実施する研修や沖縄県離島振興協議会が実施する「離島市町村職員研修事業」について、以下の支援を行う。

- ア 研修の企画及び実施に関する助言等
- イ 嘱託講師の派遣及び外部講師の紹介
- ウ 各種研修資料の提供、研修施設及び研修教材等の貸出し

IV 自治研修所研修の推進方策等

1 自治研修所研修の推進体制

(1) 自治研修所運営協議会での協議及び人材育成推進委員会の活用

県職員研修にあつては、「沖縄県職員研修規程（昭和58年沖縄県訓令第20号）」第33条の規定に基づく「沖縄県自治研修所運営協議会」において、研修所の運営及び研修所研修の推進に関し必要な事項について協議する。

また、「沖縄県職員人材育成推進委員会」の活用により、全庁的な視点から自治研修所研修の役割を明確にしたうえで、各部局、関係機関との連携強化を図り、自治研修所研修のみならず他施策の支援も併せて推進する。

(2) 沖縄県市町村職員研修協議会での協議及び沖縄県市長会・沖縄県町村会との連携

市町村職員研修にあつては、「沖縄県市町村職員研修実施要綱」第17条の規定に基づく「沖縄県市町村職員研修協議会」において、研修実施に関する基本的な事項

について協議・検討する。

また、事業主体である沖縄県市長会及び沖縄県町村会と連携し、研修の充実強化に努める。

(3) 科目に応じた講師の活用

充実した研修カリキュラムの企画、研修環境の整備に加え、講師の力量が研修効果を大きく左右することから、以下のとおり幅広い講師の活用を図る。

ア 公務員倫理、地方公務員法、地方自治法等の科目については、豊かな行政経験と高度な専門知識を備えた自治研修所嘱託講師を活用する。

イ 財務、会計、給与、文書、人事管理等の研修及び科目は、所管課の協力と理解のもと、対象実務に精通した職員を庁内講師として活用する。

また、総務省自治大校等への派遣研修を修了した職員を、庁内講師として積極的に活用する。

なお、これら庁内講師を務める職員を対象とした講義技法等の研修を実施し、庁内講師による講義の質の向上に努める。

ウ 外部講師はコストと研修効果を勘案しながら、効率的な質の高い研修の成果が得られるよう、民学官を問わず幅広い分野からの人材確保に努める。

2 研修環境の整備

(1) 研修情報の提供

研修に対する職員の意識と受講意欲を高めるため、沖縄県庁内情報ネットワーク（コーラル21ネットワーク）、ホームページ等を適宜活用して、特別講演などの講演録「研修だより」と研修広報「研修おきなわ」の掲載に努めるほか、年間研修計画等の情報提供を行う。

(2) 研修に関する調査研究の推進

「沖縄県職員人材育成基本方針」を踏まえ、急速に変化、高度化する行政ニーズに対応した人材育成が効果的に実施できるよう、調査・研究を行う。

(3) 研修設備の充実

効果的・効率的な研修の実施のため、研修設備の充実を図る。

3 研修効果の評価と研修成果の活用

研修生における研修効果の測定方法は、アンケート・理解度テストのほか意識の変

化や行動変容を評価することなどが考えられるが、その実施については、職員の理解や職場の協力が不可欠であることから、先進事例等の情報を収集し、具体的方策を検討する。

また、研修効果は職務の実践をとおして発揮されるものであることから、職員の研修実績を人事管理に活用する仕組みについて、人事管理部門と連携して調査・研究を行う。

さらに、政策課題研究等の研修成果を、具体的施策に反映させる方策について担当部局と連携して検討する。

V 参考資料